

議案第 3 5 号

日野町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

日野町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別
紙のとおり改正する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年日野町条例27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第2条 日野町健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。） を次のとおり設置する。 (1) 略 (2) 位置 日野町根雨<u>101番地</u></p>	<p>(設置) 第2条 日野町健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。） を次のとおり設置する。 (1) 略 (2) 位置 日野町根雨<u>130番地1</u></p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。